

国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案 概要

理念

- ① 災害から国民を守り国を守ることは政治の究極の責任である
- ② 「国難」ともいふべき大規模災害を意識する
- ③ 「防災の主流化」を通じ、可能な限りの備えを怠らない
- ④ 災害発生時、官民が連携し資源の大量・集中投入を行う
- ⑤ 被災を地域社会再構築への希望に変えていく
- ⑥ 防災こそ我が国再生のフロンティアである
- ⑦ 「防災先進国日本」を世界に発信する

基本方針

- ① 大規模自然災害に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- ② 予測できない大規模自然災害が発生し得ることを踏まえ、国民生活強靱化対策を推進するための体制を早急に整備すること。
- ③ 防災・減災の取組は自助・共助・公助の適切な組合せを基本としつつ大規模自然災害については国が中核的な役割を果たすこと。
- ④ 大規模自然災害が発生した場合の政治・経済・社会の活動を持続可能なものとし、円滑・迅速な復興に資することを旨とすること。
- ⑤ 財政規律維持の観点から、現在・将来の国民の生命・生活を守るため実施されるべき施策の重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・発災から72時間を経過するまでの間において、迅速・適切な救助活動のために必要な措置を集中的に講ずること等により、人命を保護することを最優先して行うこと。
- ・内閣府(防災担当)及び消防庁を中核とした組織を設置し、大規模自然災害への対処に係る事務を総括する機能の強化を図ること。
- ・応急対策の実施を支援する機能の強化を図ること。
- ・応急対策の実施に関する指揮命令に係る権限を整理すること。
- ・防災・減災に関する法制について、体系的な整備を行うこと。
- ・防災・減災の観点から大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・人命保護の観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・地域における国民生活強靱化対策の推進体制の強化等を図ること。
- ・学校及び地域社会における防災及び減災に関する教育の推進を図ること。
- ・地域における活動並びに災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動を推進すること。
- ・自然との共生及び環境との調和を図ること。
- ・人材の育成及び確保を図ること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。
- ・観測及び測量の実施の強化を図ること。
- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。

国民生活強靱化基本計画の策定

◇ 国民生活強靱化対策に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国民生活強靱化基本計画を定めること。

○ 策定手続

◆ 案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村、学識経験者、事業者等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆ 閣議決定

○ 記載事項

- ・ 対象とする国民生活強靱化対策の分野
- ・ 国民生活強靱化対策の策定に係る基本的な指針
- ・ 国民生活強靱化対策に関する予算編成の方針
- ・ その他国民生活強靱化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

指針となる

国の他の計画

(国民生活強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※ 内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

脆弱性評価の実施

◇ 国民生活強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・ 推進本部が指針を作成。
- ・ 最悪の事態を想定し、総合的・客観的にを行う。
- ・ 指針に基づき関係行政機関の協力を得て脆弱性を評価

評価結果に基づき
計画の策定

第三者
の検証

国民生活強靱化地域計画の策定

※ 国民生活強靱化対策に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国民生活強靱化地域計画を定めることができる。

[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

調和

国民生活強靱化推進本部の設置

- ※ 国民生活強靱化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、内閣に、国民生活強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国民生活強靱化担当大臣
【本部長】他の国務大臣＋指定公共機関の代表者、経済団体の代表者、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命(国会同意人事)
- ※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国民生活強靱化対策の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民の国民生活強靱化対策に関する理解の増進

※ 下線部は与党案と異なる部分